

平塚市スポーツ用具貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、平塚市民が体力・年齢・目的に応じて多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、平塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する身近なスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 貸出を受けることができる団体（以下「使用団体」という。）は、平塚市内に活動拠点のある団体に限る。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

(貸出用具)

第3条 貸出用具は、教育委員会が所管するスポーツ用具で、別に定めるものとする。

(申込方法等)

第4条 貸出を希望する者は、貸出状況を確認後、平塚市スポーツ用具借用書（第1号様式）（以下「借用書」という。）を教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 借用書の受付期間は、貸出希望日の6か月前から7日前までとする。

3 第1項の申請に対する使用の承認は、次条の規定に該当する場合を除き、申請の順により行う。この場合において、申請が同時の場合は、抽選によりその順序を決める。

(使用の不承認)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出用具の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合。
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合。
- (4) 多数の申込により、他団体の利用を妨げると認められる場合。
- (5) 営利を目的とする利用と認められる場合。
- (6) その他教育委員会が使用を不適當と認める場合。

(使用权の譲渡等の禁止)

第6条 使用団体は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要領に違反した場合。
- (2) 使用の目的又は条件に違反した場合。
- (3) 故障により使用することができなくなった場合。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなった場合。
- (5) その他教育委員会が使用を不相当と認める場合。

2 前項の規定により使用団体が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた使用団体の損害について、教育委員会は、その責めを負わない。

(貸出期間)

第8条 貸し出しをしてから返却するまでは、原則7日以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合はこれを変更することができる。

(使用場所)

第9条 貸出用具を使用する場所は、屋内外を問わず、原則として、平塚市内とする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

(貸出料金)

第10条 貸出用具の貸出料金は、無料とする。

(使用団体の義務)

第11条 使用団体は、貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日（平成28年1月4日）から施行する。